

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び同条第1項第1号に規定する者が農業経営の改善のために行う農地の取得に必要な資金で鳥取県農業近代化資金事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるものに係る利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	
<p><u>（利子補給）</u></p> <p><u>第2条 県は、農業近代化資金を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</u></p>	<p><u>（利子補給）</u></p> <p><u>第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</u></p>
<p><u>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</u></p> <p><u>第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事（鳥取県事務処理権</u></p>	<p><u>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</u></p> <p><u>第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものと</u></p>

限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長。以下同じ。）が別に定めるものとする。

（利子補給契約書）

第4条 第2条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行なうものとする。

（利子補給金の額）

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、融資機関が行った貸付けの貸付対象ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、第3条に規定する利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第6条 略

（利子補給金の打ち切り等）

第7条 略

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則の規定に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収等）

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第2条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

別表（第3条関係）

- (1)～(3) 略
- (4) 要領で定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、

する。

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行なうものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 略

（利子補給金の打ち切り等）

第6条 略

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの利子補給規則の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収等）

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なった第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

別表（第2条関係）

- (1)～(3) 略
- (4) 知事が定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、

<p>経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で<u>要領で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>農業経営の改善のために行う農地の取得（要領で定める規模を超えない規模の農地の取得に限る。）</u>に要する資金で要領で定めるもの</p> <p>(7) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって要領で定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p> <p>(8) 略</p>	<p>経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で<u>知事が指定するもの</u></p> <p>(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって<u>知事の定めるもの</u>の改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p> <p>(7) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第5条の規定は、平成19年1月1日から同年6月30日までの期間における利子補給金の額の計算から適用する。